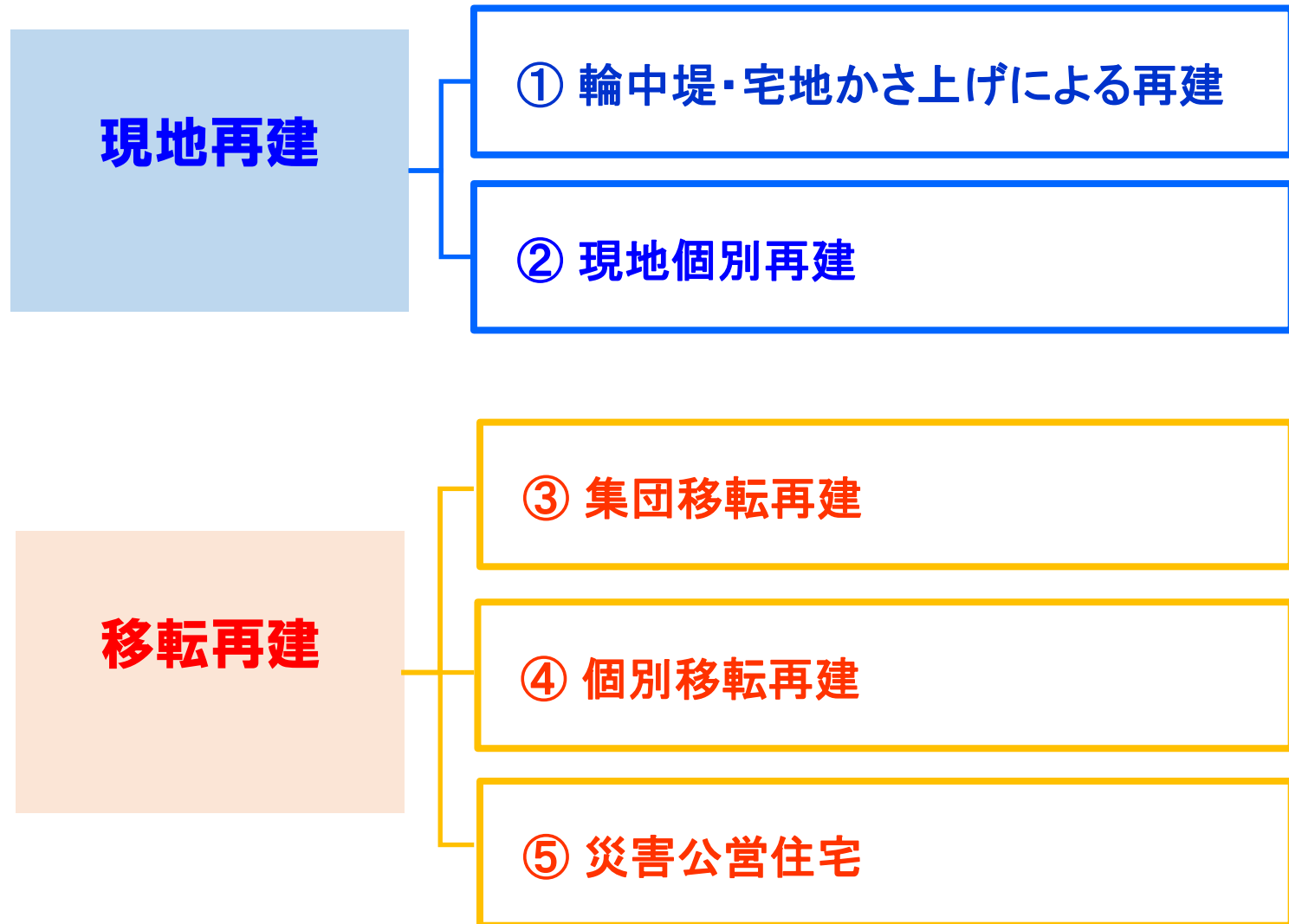
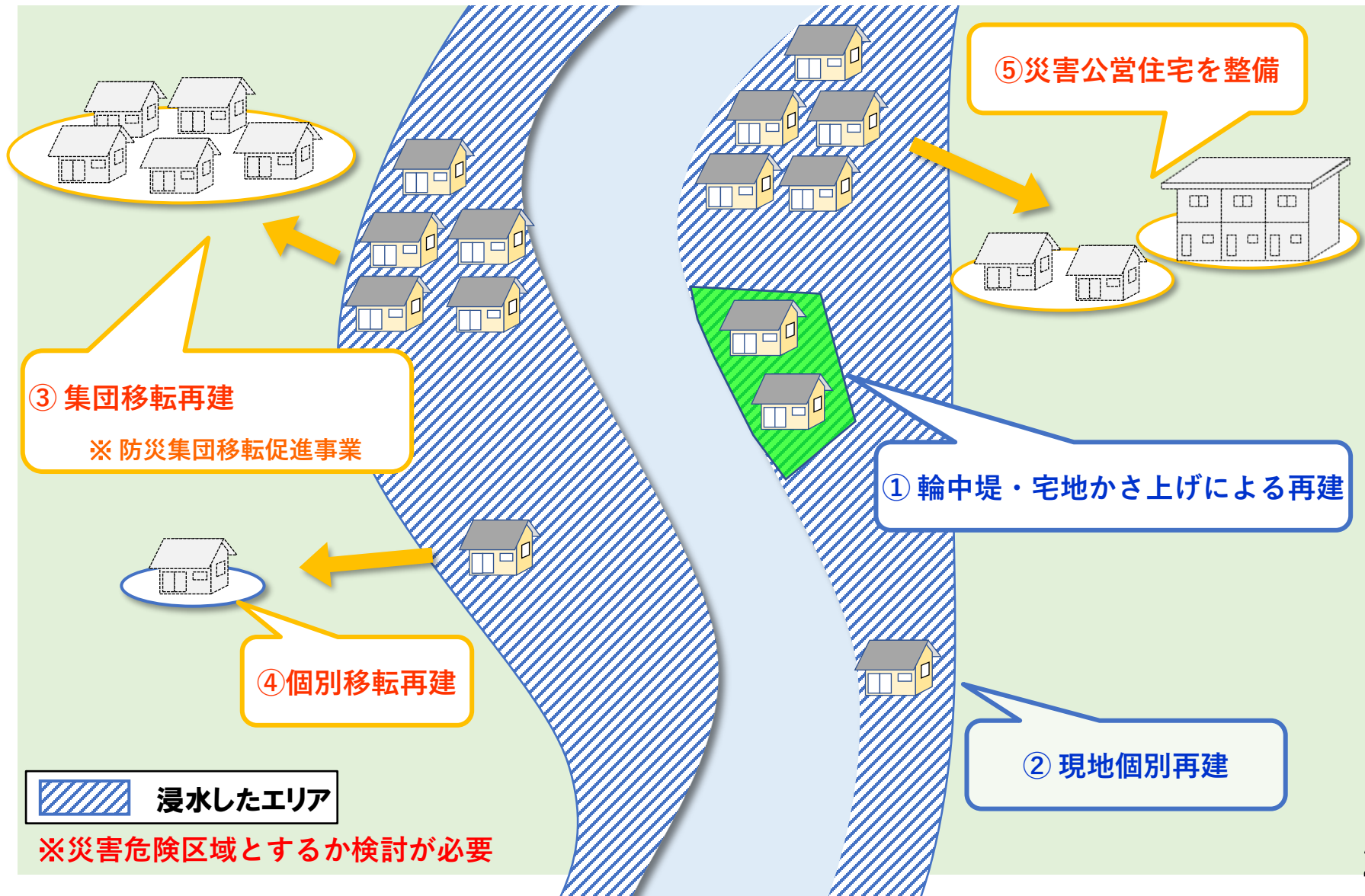


【1】 住まいの再建パターン



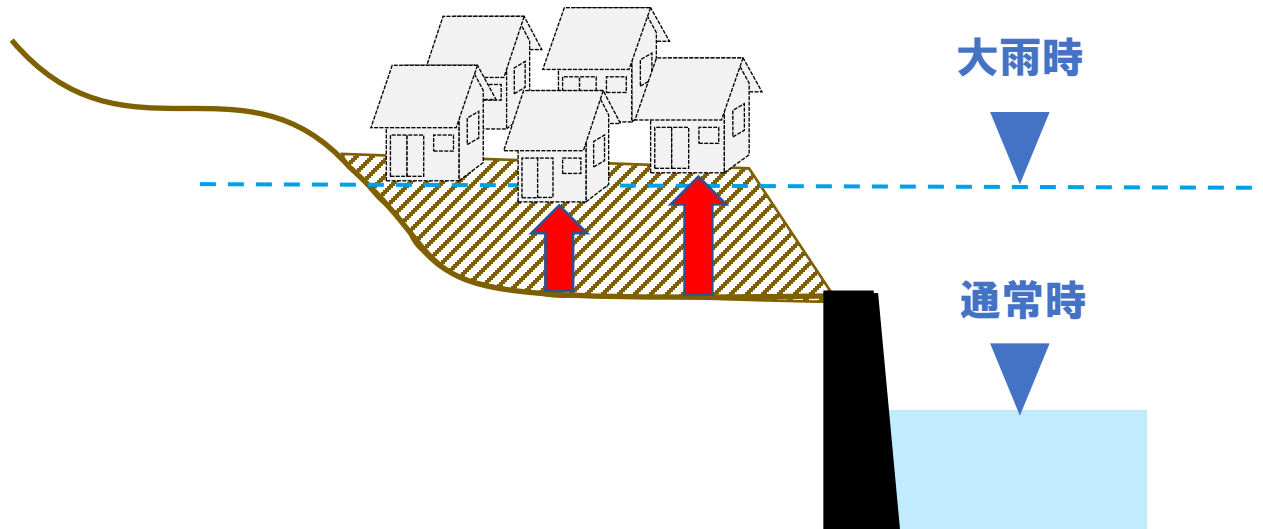
【2】 基本的な考え方（イメージ）



【3】現地再建

➤ パターン ① 【輪中堤・宅地かさ上げによる再建】

現在、国土交通省において現地調査・測量が行われています。
また、今年度策定を予定している『坂本町復興まちづくり計画』
と連携しながら検討を進めます。



【3】現地再建

▶ パターン ② 【現地個別再建】

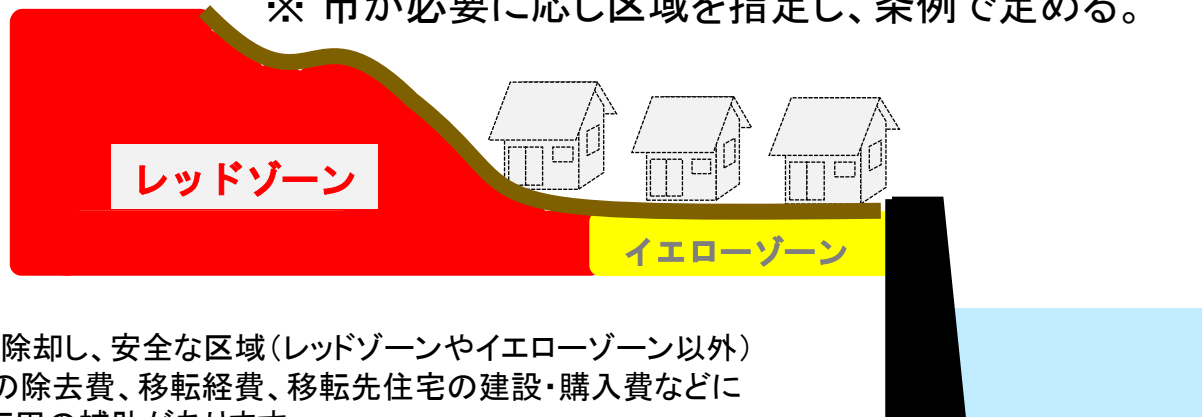
【概要】

「被災者生活再建支援金」の加算支援金などを利用し、現地で自宅の建設、補修などにより、個別に再建。

【課題】

- 急傾斜地崩壊危険区域内やがけに近接するときは規制がかかる場合があります。
- イエローゾーン(警戒区域)内では、建築規制はなく、新築・改築等可能。
レッドゾーン(特別警戒区域)内で住宅等、居室を有する建築物を建築する際は、構造規制が適用され、外壁等を土石等の衝撃に耐えうる構造にするなどの対応を行う必要があります。
- 今後、市による「災害危険区域」に指定される可能性があります。

※ 市が必要に応じ区域を指定し、条例で定める。



※ レッドゾーン内にある住宅を除却し、安全な区域(レッドゾーンやイエローゾーン以外)へ移転する方に対し、住宅の除去費、移転経費、移転先住宅の建設・購入費などに対して、1戸当たり最大300万円の補助があります。

【4】移転再建

➤ パターン ③ 【集団移転再建】

※ 防災集団移転促進事業の概要

- ✓ 市が被災した宅地を買い取り、再び災害等に対して脆弱な住宅が建設されることがないように必要な**建築規制**を実施
- ✓ 市が移転先となる住宅団地を整備、住宅敷地を被災者に賃貸又は分譲

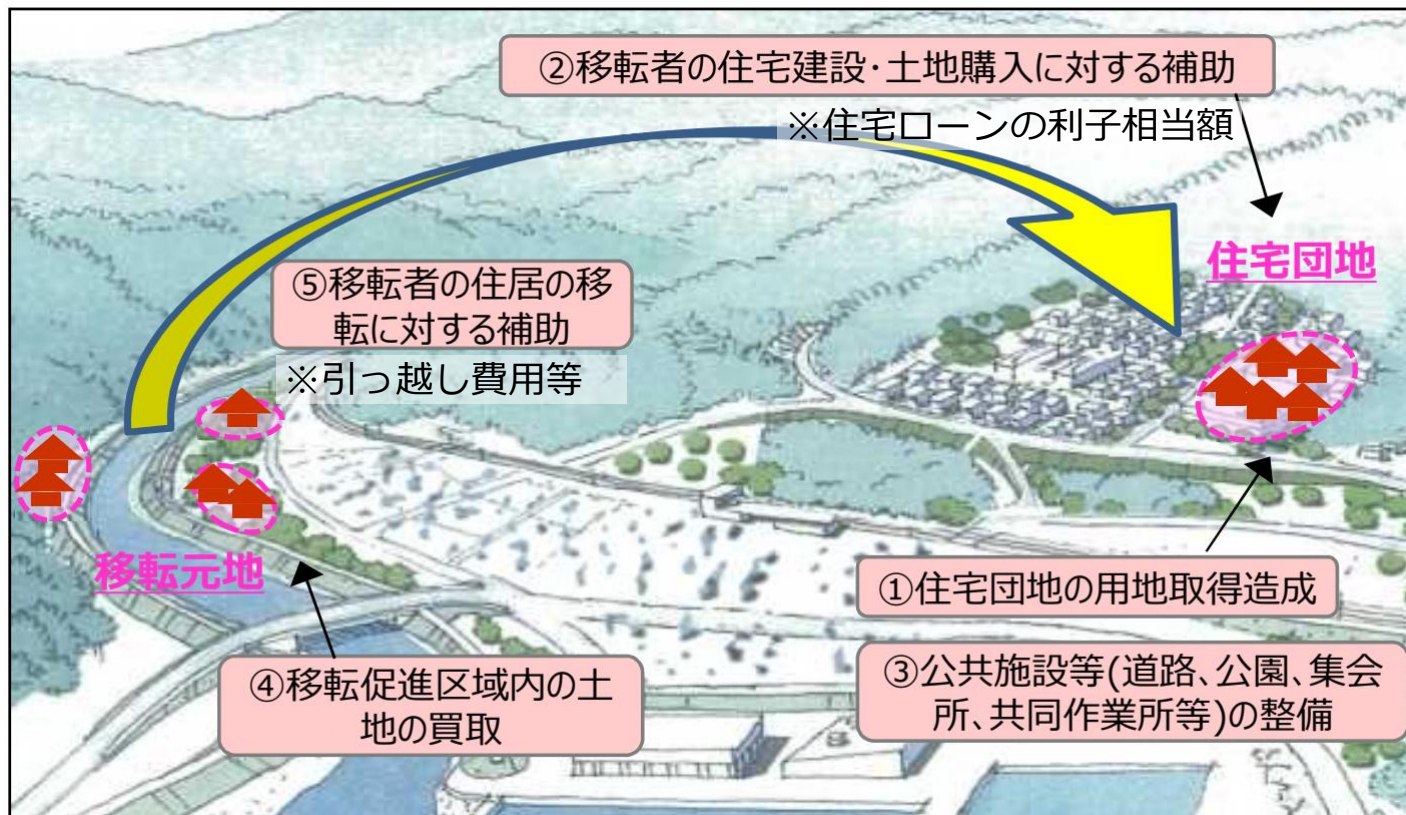


図 防災集団移転促進事業のイメージ



移転先の住宅団地における住まいの選択肢

今すぐ住宅建設はできないが、移転先に住みたい

初期費用を抑えながら移転先で住宅を建設したい。

移転先の土地を購入し住宅を建設したい。

災害公営住宅に入居
※住宅団地内に災害公営住宅が整備される場合

住宅敷地を借地して住宅を建設または購入

住宅敷地を購入して住宅を建設または購入

【移転者が負担する費用】

■ 所得や床面積等に対応した家賃 など

【移転者が負担する費用】

■ 借地料
■ 住宅建設費 など

【移転者が負担する費用】

■ 敷地購入費
■ 住宅建設費 など

- 移転元の土地を買い取り
- 以前住んでいた場所は、再び住宅が建設されて危険が生じることがないように、建築規制を実施

※防災集団移転促進事業を活用するためには、移転元の土地への建築規制（移転促進区域）、10戸以上（移転元が洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域などに含まれる場合は5戸以上）の住宅団地の整備などの要件を満たす必要があります。

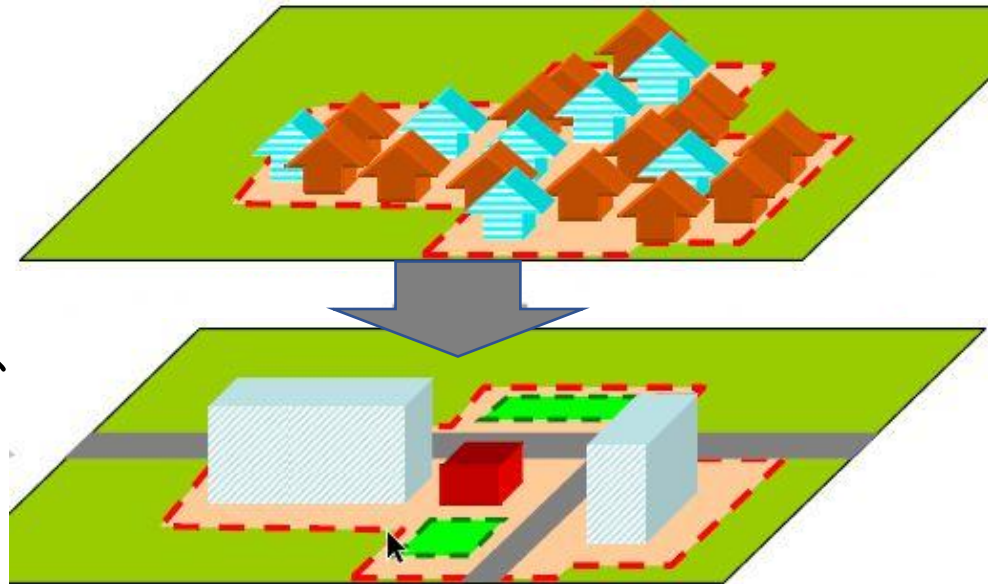


その他の事業として、、、

小規模住宅地区改良事業の概要



- ✓ 不良住宅（被災住宅含む）が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の改善を図るため、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設、建築物の敷地の整備等を行い、もって公共の福祉に寄与



■小規模住宅地区改良事業の実施による住まいの選択肢

小規模改良住宅
(公営住宅) に入居

【居住者が負担する費用】

■家賃 など

住宅敷地を借地して
住宅を建設または購入

【居住者が負担する費用】

■借地料
■住宅建設費 など

住宅敷地を購入して
住宅を建設または購入

【居住者が負担する費用】

■敷地購入費
■住宅建設費 など

※小規模住宅地区改良事業を活用するためには、設定した対象地区において不良住宅戸数15戸以上（過疎地における激甚災害に係る事業の場合は5戸以上）、不良住宅率50%以上などの要件を満たす必要があります。

【4】移転再建

➤ パターン ④ 【個別移転再建】

【概要】

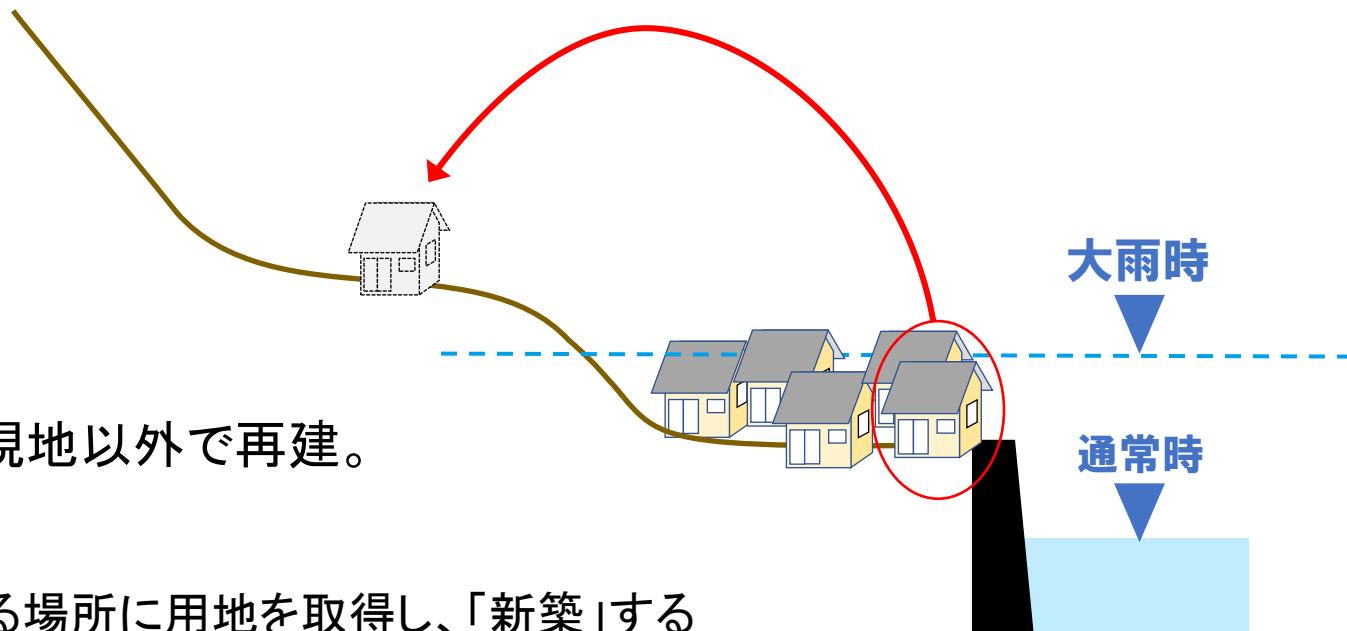
被災した住まいを現地以外で再建。

例えば・・・

- ① 被災前と異なる場所に用地を取得し、「新築」する
- ② 被災前と異なる場所で住宅を「購入」する
- ③ 民間の「賃貸アパート」を借りる など

【支援】

「被災者生活再建支援金」の加算支援金（建設・購入、賃借など）を受け取ることができます。



【4】移転再建

➤ パターン ⑤ 【災害公営住宅】

【災害公営住宅とは】

災害により滅失した住宅に居住していた被災者向けに、国の補助で整備して低廉な家賃で賃貸する住宅。

【入居資格】

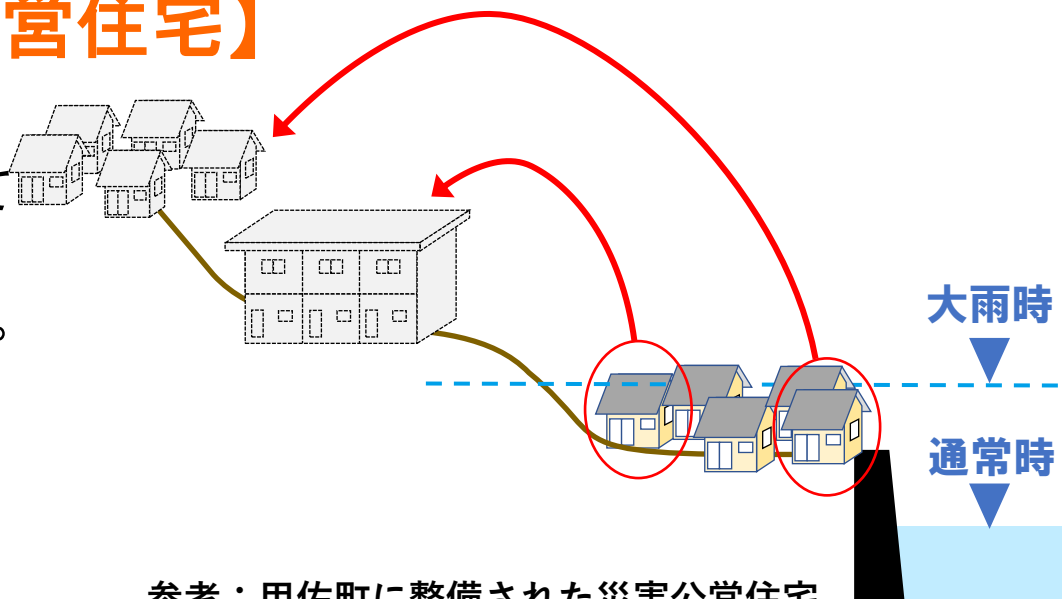
災害により住宅を失った方で、住宅に困窮している方が対象。

【家賃】

家賃は世帯の収入により算出します。

【注意点】

「被災者生活再建支援金」の加算支援金（建設・購入、補修、賃借など）を受け取られた方は、災害公営住宅への入居はできません。



参考：甲佐町に整備された災害公営住宅

